

断食考(上)

山折哲雄

〔一〕 一般に宗教者の行動の性格と機能を考える場合、かれらの神秘体験（即身成仏、仏摩頂、臨終来迎、豁然大悟）や禁欲体験（山林抖擻、独居、語絶、穀断などの難行苦行）の諸現象を検討することが必要であり、かつ有効である。^{※1} 宗教者の宗教経験は、たとえば真言密教という用語をかりていえば、いわゆる教相（教義・思想）と事相（行・儀礼）との統一として把握されるが、行としての宗教行動はいうまでもなく事相的的局面に包摂されている。教相とは事相の追体験的論理化であり、事相は教相の行為的肉体化を意味す

る。かくして教相は救済論を志向し、事相は肉身の靈的訓練に照準をおくが、その両者は別異にして不二元の緊張関係を内面的に構成している。小論では仏教における事相的局面の一現象として断食の問題をとりあげ、宗教的水準における救済論と身体論との関連領域に試論的な探針を下ろしてみたい。^{※2}

※1 拙著『日本仏教思想論序説』二〇二、二四四、二七〇—二八六頁参照。

※2 関連論文として拙稿「カリスマと禁欲—宗教的断食の意味—」〔文化〕第三十七卷・第三・四号、昭和四十九年）、同「断食—アスケーゼの極北」〔宗教研究〕第四十六卷第三輯、一九七三年）、および前掲拙著、第二部Ⅳ「断食—アスケーゼの方法—」を参照。なお小論は、これらの拙稿・拙著の資料的背景を明らかにするために作成されている。

〔二〕 宗教的行としての断食は、キリスト教^{※1}にもイスラーム教^{※2}にもみられるものであって、仏教^{※3}のみ特有の現象ではない。また未開種族のあいだでも種々の宗教的^{※3}目的のためにそれが行なわれている。これらの問題を比較宗教史的観点から究明することが望まれるが、そのためには現段階における人類学的・民族誌的な知見の収集と整理が必要である。たとえばインドに限っていても、非宗教的断食を含めてその事例は広い範囲にわたっている。^{※4}

※1 たんじやく David R. Smith: Fasting—A neglected discipline. 1954.

※2 Shorter Encyclopaedia of Islam (ed. H. Gibb) の項目 “Ramadām” を参照。

※3 Encyclopaedia of Religions and Ethics の項目 “Fasting”, “Asceticism”, “Austerities” を参照。

※4 たんじやく Kallhana's Rājatarāṅgini—The Saga of the Kings of Kāśmīr, R. S. Pandit's translation, 1935, Appendix B [Hunger-strike]; Abbe J. A. Dubois, Hindu Manners, Customs and Ceremonies, pp. 269 ~295, 701~708; Edward C. Sachau (ed.), Alberuni's India, vol. 1, pp. 151~177; P. V Kane, History of Dharmasāstra, vol. N, pp. 52~54.

〔一三〕 インドに発祥した原始仏教の実践体系は、各種の戒律の条項に示されているが、そのなかによく断食を規定したものはない。同時代に形成された自由思想の一つであるジャイナ教は、人生の最終段階において断食によって死ぬことを称讃しているが、^{※1} インド仏教の根本的立場は、のちの大乗段階ではもちろんのことそのような極端な行為を説かなかった。求道者の「食事」に^{※2} かんして仏教が主張したのは、「八種斎戒」の一つとして「非時食戒」を掲げ、「精進」に^{※2} 格励することであった。のちに精進は、身心を慎み酒肉を断つことを指すようになり、その本来の意味が転化した。しかし仏教の經典が断食のことをまったく説かなかったというのではない。若干の經典、とくに密教系の經典は例外的に断食のことにふれている。たとえば陀羅尼集經卷第一、摩醯首羅天求馬古印呪第四「若人欲得求馬古者、七日之中全不喫食、日日作此印」^{※3}、蘇悉

地羯羅經卷下、祈請品第二十三「復次廣說祈請法則、於白黑二月八日十四日十五日、或日月蝕時、一日不食、或經三日或經七日、澡浴清淨著新淨衣……想念尊形、於其夢中、見自部主、或見真言主、或見明王、当知此相成就之相」^{※4}、一字仏頂輪王經卷第五、護摩壇品第十三「凡法起首願祈成者、皆令一日二日三日斷食不語」^{※5}、蘇婆呼童子請問經卷中、悉地相分品第七「念誦人起首求悉地者、応具八戒、或二三日亦須斷食、然後作成就法」^{※6}といひ、大唐西域記第二、濫波国「凡遭疾病絶粒七日、期限之中多有痊愈、必未瘳差方乃餌藥」^{※7}、同書第九、摩揭陀国「正中精舎有觀自在菩薩像、軀量雖小威神感肅、手執蓮花頂戴仏像、常有数人、斷食要心求見菩薩、七日二七日乃至一月」^{※8}とある。その他とくに密教經典にこの種の記述がみられる。これらの場合、斷食することの目的は、現世利益、治病、見神体験などのためであり一様ではないが、そのいずれもが仏教の基本的な救済論にとっては第二義的なものばかりである。もってインド仏教において斷食行がいかなる位置を占めていたかがわかる。^{※9}

※1 中村元選集第十五卷『原始仏教の生活倫理』四三頁。

※2 同右二七九〜二八六頁。八齋戒の第六は「時ならぬ〔非時〕食事を禁ずる戒しめをわたくしは守ります」
vikālabhojanā veramaṇi-sikkhāpadāṃ samādiyāmi

※3 大正蔵第十八卷、八七八中。

※4 同右、六八七上中。

- ※5 大正蔵第十九卷、二六二下。
- ※6 大正蔵第十八卷、七二七上。
- ※7 大正蔵第五十一卷、八七七下。
- ※8 同右、九二五下。
- ※9 なおインドの仏教はバラモンの苦行の一つである断食の慣習からある種の影響と刺激をうけたのかもしれない。バラモン法典では苦行の一つに断食をあげている。(an-āsaka, Baudhāyana-dharma-sūtra N 10-14: Kashi Skt series No. 104, p 259, 中村元『前掲書』二六二頁注8)。「12」の※4を参照。また南伝大蔵経では断食にかんして以下の用例がみられるが、いずれも仏教の立場を示す文脈で語られているのではない。「断食」-anasana(8: 92), anāsaka (15: -189), anāsakatta (24: -92), appāhāra (38: -421), āharūparodha (59F: -38, 39), upavāsa(65 [III]: -54). 「断食者」-anāsaka (36: -209). また仏典では、バラモン等の「外道」が断食苦行をしていたことを示す文章が散見する。一例をあげる。方广大莊嚴經卷第七、「苦行品第十七」或有唯一掬食以濟一日、或不乞食任彼來施、或有不受求請須自往乞以求解脫、或有恒食草木根莖枝葉花果蓮藕符糞糠汁米泔油滓、或有不食沙糖蘇油石蜜淳酒甜酢種種美味以求解脫、或有乞一家食若二若三乃至七家、或有一日一食二日一食乃至半月一月一度而食以求解脫、或有所食漸頓多少隨月增減、或有日食一撮乃至七撮、或有日食一麥一麻一米、或有唯飲淨水以求解脫」(大正蔵第三卷五八〇下—五八一上)、また仏本行集經卷第二十四、精進苦行品第二十九(大正蔵第三卷七六六上)を参照。

〔二四〕インド仏教の中国への受容の過程において、その修行法に種々の変革や発展があったことは疑いないが、行としての断食は一般的な定着をみなかった。仏教は儒教や道教など中国固有の思想との接触・融合を経験することになったが、とくに断食行を強調する思想に遭遇することはなかったように思われる。中国では、服食にかんする特殊の行法にもとづいて超人間的な能力を身につけようとする試みとして、いわゆる神仙術があった。しかし中国の神仙術の服食にかんする行法は断食を勧めることにあるのではなく、服食に代わる服薬によって不老長寿の道を究めようとするところにあった。すなわち白朮、黄精、松脂、穀実などの服用、また白金、黄金、神丹、鍊丹などの薬の服用、そして蓬矢、葦戟、神符、呪禁、調息、胎息、服氣、隠形などの行法によって靈宝の密義に到達しようとするものであった。^{※1} もっとも道教の世界で断食行が認められないということはできないが、仙道修行にかんする理論体系の書である抱朴子などには、その行法の一環としてとくに断食を勧める箇所はみとめられない。しかしこの分野での議論は、これ以上立ち入ることを差し控えたい。

※1 アンリ・マスペロ著・川勝義雄訳『道教—不死の探求』、下出積与『神仙思想』、吉岡義豊『永生への願い
△道教▽』などを参照。胎息や服気に断食の機能をみとめることもできるが、考え方の上でその両者を同一視する
ことはできない。

〔二五〕 中国仏教のすぐれた達成を示す天台智顛の摩訶止観には、細密かつ系統的に編制された四種三昧の
修行法が記されている。この体系は、六妙門の六種禅観と並んで、菩薩の位に入るための方法を明らかにし
たものである。^{※1}このうち第一の常坐三昧は、九十日を一期とする結跏正坐の行であるが、経行と食と便利の
場合のみ常坐の行を一時的に解くことができる^{※2}と規定している。第二の常行三昧は、九十日のあいだ乞食す
ることを許容し、別請をうけることを禁じている。^{※3}第三の半行半坐三昧の九十日間、日に三度の洗浴をし
て七日の長齋を行なわなければならないとする。^{※4}最後の非行非坐三昧は、行・坐はもちろん一切の生活態度
のなかで実践されうると説いている。^{※5}以上智顛のいう四種三昧の修行法では、食・乞食・長齋が許容されて
いるのであって、とくに断食を前提する行法に言及することがない。また同書巻下には、修行中に諸種の病
患が発生することを説いている箇所がある。そしてこの病患の起る因縁として六種をあげ、その第二に飲食
不節の故に病あり、^{※6}としているが、これなども止観にもとづく四種三昧の行法が飲食の摂取を前提にしたも
のであることを示す一例である。

※1 佐藤哲英『天台大師の研究』、関口真大『天台止観の研究』を参照。

※2 『摩訶止観』（岩波文庫）上巻七三頁。

※3 同右七七頁。

※4 同右八二頁。

※5 同右八八頁。

※6 同書下巻一八六―七頁。

〔二六〕 中国仏教における求道者や苦行者の行実を調べていくことは、その山中修行の重要な一環としてしばしば木食や蔬食の食法を採用しているということである。これは酒肉を禁じ、葷辛および穀物を断つ生活を意味するのであり、△断食▽にたいする△精進▽もしくは△節食▽の水準を示すものである。行としての木食や蔬食はもちろん仏教家のみみられるものではなく、神仙家をはじめとして古い時代から広く行なわれていたと思われる。^{※1}ここでは木食をはじめとする精進行一般の起源問題や影響関係を検討するのが目的ではない。小論は当面、中国仏教において木食などの精進行がいかなる範囲にわたって行なわれ、どのような意義を担っていたかという課題に議論を限定する。まず精進―木食行の典型例を以下に掲げて、本論への導入部としよう。晋の昇平三年、羅浮山で百余歳で卒したといわれる单道開の木食行がそれである。

单道開。姓孟。燉煌人。少懷栖隱。誦經四十余万言。絶穀餌栢実。栢実難得復服松脂。後服細石子。一吞

数枚数日一服。或時多少噉薑椒。如此七年。後不畏寒暑冬温夏涼。昼夜不臥。与同学十人共契服食。十年之外或死或退。唯開全志^{※2}。ここで注意すべきは、栢実―松脂―細石子―薑椒の木食行がたんに自己目的として追求されているのではないということである。「誦經四十余万言」こそはその行の中核をなすものであった。

※1 晋書庚袞伝「固窮安陋、木食山棲」、南史諸伯玉伝「抗高木食有年載」(諸橋漢和による)。

※2 梁高僧伝(大正藏第五十卷三八七中)。

三

〔三七〕以下、中国における仏道修行者の行実を知る手がかりとして、高僧伝十四卷(梁・慧皎撰、俗に梁高僧伝)、統高僧伝三十卷(唐・道宣撰、俗に唐高僧伝)、宋高僧伝三十卷(宋・贊寧等撰)、大明高僧伝八卷(明・如惺撰)、比丘尼伝四卷(梁・宝唱撰^{※1})を資料として使用する。これらの四高僧伝と比丘尼伝のみによって中国仏教僧における修行形態の全容を覆いつくすことはもちろんできないが、しかしその基本的な様態と性格を推知するうえでは支障のない程度の材料である。そういう意味では、史料に現われる〈事実〉についての真偽の判定は、右のテーマとは一応別箇の問題であると筆者は考える。また〈事実〉についての史料価値という点では、各高僧伝の撰者と、選択された〈高僧〉たちとのあいだにみられる年代的遠近によ

って、その史料の信憑性に厚薄の落差のあることが考えられるが、この問題の検討もまた小論の射程および目的からいって、当面、本質的課題たりえないであろう。なぜなら右の問題点は、修行というものにはたいする中国僧の実践的態度を検討するうえで、各高僧伝のそれぞれの記述に本質的な制限を加えるものではないからである。^{※2}

※1 以上の五伝の引用はすべて大正蔵第五十卷史伝部二による。それぞれ△梁▽△唐▽△宋▽△明▽△比▽の略符号を用いる。

※2 各高僧伝の解題は、△梁▽△唐▽―常盤大定（国訳一切経・史伝部七〇八）、△宋▽―塚本善隆・牧田諦亮（同史伝部十二）を参照。なお牧田諦亮『梁高僧伝索引』。

〔三三〕 中国僧における禁欲的食法の一般的慣行は、右の文献に現われているかぎりでは、蔬食澗飲、不食五穀、過中不食、長齋菜食、衣食節約、齋茹一餐、日惟一食、絶葷羶、等の表現においてよく示されている。以下その禁欲的食法の様態を整理分類してみよう。（引文中―は表記素出用語の△蔬食▽△木食▽等を示す。後尾の数字は大正蔵の頁）。

蔬食― 釈智嚴（西涼州人。納衣宴坐―永歲、三三九上中）、求那跋陀羅（中天竺人。自幼以来―終身、三四五上）、支道林（陳留人。由是―終身、三四九下）、竺僧朗（京兆人。―布衣、三五四中）、釈慧永（河内人。

一布衣、三六二上)、曇順(黃龍人。一有德行、三六三上)、釈道恒(藍田人。一味禪緬迹人外、三六五上)、慧生(未詳。止竜光寺、一善衆経兼工草隸、三六七上)、法業(長安人。一節已、三六八中)、釈曇鑿(冀州人。一布衣律行精苦、三七〇上)、釈慧安(未詳。一精苦、三七〇上)、釈道汪(長樂人。一数十年、三七一下)、釈普明〔江陽寺〕・釈道闇〔長樂寺〕(明一誦経苦節通感、三七二上)、釈僧遠(勃海重合人。一饑誦晝夜不輟…一五十余年、澗飲二十余載、三七七下)三七八中)、釈曇霍(未詳。一苦行、三八九下)、竺僧顯(北地人。一誦経業禪為務、三九五中)、支曇蘭(青州人。一樂禪、誦経三十万言、三九六下)、釈慧通(閔中人。一持呪、誦増一阿含経、三九八下)、釈浄度(吳興余杭人。因摧弓折矢出家、一誦経三十余万言、三九八下)、釈曇超(清河人。一布衣一中而已、四〇〇上)、釈慧猷(江左人。幼而履操至性方直、四〇〇下)、釈慧詢(趙郡人、少而一苦行、四〇一上)、釈僧隱(秦州隴西人。至十二、乃受具戒執操彌堅、四〇一中)、釈僧群(未詳。清貧守節一誦経、四〇四上)、僧遵(高昌人。善十誦律一節行、四〇四中)、釈慧紹(未詳。咽菜不疑、於是便一、四〇四下)、釈曇邃(未詳。一布衣、四〇六中)、釈普明(臨淄人。少出家稟性清純一布衣、以饑誦為業、四〇七中)、釈僧覆(未詳。学通諸経一持呪、四〇七下)、釈慧進(吳興人。一素衣誓誦法華、四〇七下)、釈僧念(未詳。誦法華金光明、一避世、四〇八上)、釈法慧(未詳。誦法華一部、一布衣、志耽人外、四〇八中)、曇遊(未詳。一誦経、苦節為業、四〇八下)、釈僧侯(西涼州人。年十八便一礼懺、四〇八下)、釈慧受(安樂人。一苦行常修福業、四一〇中)、釈僧翼(吳興余杭人。一澗飲三十余年、四一〇下)、支曇籥(月支人。少出家精苦一、四一三下)、釈道儒(渤海人。出家之後一誦誦、四一六

下)——以上入梁。慧生(未詳。而弊衣——終身不改、四七二下、四七三上)、积善伏(常州義興人。布衣——日誦經卷、六〇二下)、积道禪(交趾人。——弊衣華無布口、六〇七中)、积慧旻(河東人。布衣——六一九下)——入唐。积道亮(越州人。尋入深谷破衣覆形——資命、七五七下)、积万迴(魏州閭鄉人。有客至誦備——、八二四中)、积三刀法師(廬陵人。天然之性嗜於——、八六五下)——入宋。妙相(弘農人。精勤——、九三五中)、慧湛(任城人。惡衣——樂在其中、九三六上)、慧緒(閭丘高平人。七歲便——持齋志節勇猛、九四四上)、淨秀(安定烏氏人。聞斷魚肉即便——、九四五上)、淨淵(鉅鹿人。——長齋、九四六下)、僧述(彭城人。八歲——、九四七中)、法宣(剡人。年始七歲而——苦節、乃至十八誦法華經、九四八上)——入比。

蔬、苦——积法珍(河東人。珍年雖栖暮、而——弗改、三七四中下)、积法宗(臨海人。常分衛自資受一食法、——六時以悔先罪、誦法華維摩、四〇七上)、积慧果(豫州人。少以——自業、四〇七中)、积法定(未詳。並誦經十余万言、——有至德、四〇八中)、积慧温(未詳。誦法華經維摩首楞嚴、——並有高節、四〇八下)、积慧力(未詳。常乞食——頭陀修福、四一〇上)——入梁。

蔬、素——积道營(未詳。偏善僧祇一部、誦法華金光明、——守節、四〇二下)、积僧翼(既出。——苦節見重門人、四一〇下)——入梁。积慧弼(常州義興人。於即——栖遲便思脱躡、四九四下)、积慧持(汝南人。会稽丞杜伏護者——長齋、五三八上)、积曇遷(博陵饒陽人。——覃思委身以道、五七一下)、积道成(丹陽人。咸——潔已珠戒居心、六一一上)——入唐。

木食〔喰〕——支道林(既出。——澗飲浪志無生、三四八下)、积道安(扶柳人。山棲——修学、三五二上)——

△梁▽。積僧可（虎牢人。幽遁林野、五五二上）、積法忍（江陵人。三十余年、麻衣破納而已、自得幽林無求外護、升粒若尺繼以水果、終不馳求、或一食七日跏坐求志、五五七中下）、積道林（同州郃陽人。一濟形惟法檢心更無營極、五七九下）、積法琳（潁川人。野栖於青溪等山、六三六中）。一△唐▽。積智封（懷安人。禁足十年、一澗飲、七五九下）、積惟忠（成都府人。獨居禪寂澗飲、七六三下）、積広敷（南燕人。數終日瞑目、一度辰、八三八中）、積元表（三韓人。表齋經棲泊澗飲、八九五中）、積全玘（余杭人。乃隱衡獄中立草庵、澗飲、結軟草為衣、八九五下）——△宋▽。

不食五穀——涉公（西域人。虛靖服氣、日能行五百里、三八九中）、積僧從（未詳。不服五穀唯餌棗栗：禮誦無輟、三九八下）、積法成（涼州人。不餌五穀唯食松脂、隱居巖穴習禪為務、三九九上）、積慧益（広陵人。燒身者。却粒唯餌麻麥、到六年又絕麥等、但食蘇油、有頃又斷蘇油唯香丸、雖四大綿微而神情警正、四〇五中）、積僧慶（巴西安漢人。燒身者。漸絕糧粒唯服香油、四〇五中）、積法光（秦州隴西人。燒身者。苦行頭陀不服綿纈、絕五穀唯餌松葉、後誓志燒身、乃服松膏及飲油經于半年、四〇五下）、竺慧直（未詳。精苦有戒節、後絕粒唯餌松柏、四一〇上）、帛法橋（中山人。於是絕粒懺悔七日七夕、四一三中）——△梁▽。慧約（東陽烏場人。却粒巖栖、餌以松求、四六八下）、積淨業（漢東隨人。篤愛方術、却粒練形、五一七下）、積真慧（陝州河北人。獨処染靜不希華靡、大業元年、餌黃精絕粒百日、五七五上）、積智滿（太原人。弊衣節食纔止饑寒、頻經斷穀用約貧染、五八三下）、積明淨（密州人。山粒致絕、日至村中每從乞食、五九四中）、積慧主（始州永歸人。南山藏伏惟食松葉、六一二中）、積慈藏（新羅國人。外絕來往、糧粒固窮、

以死為命、六三九中)、積弘智(始平槐里鄉人。因入終南山、絕粒服氣期神羽化、六四二上)、積通達(雍州人。乃入太白山、不齋糧粒不擇林巖、飢則食草息則依樹、六五五中)、積普濟(雍州北山互人。便投太白山、行不裹糧依時噉草、六八〇下)、積大志(會稽山陰人。山粒本絕終日忘餐、或以餅果斷命而已、六八二中)、荊州·比丘尼姊妹(未詳、燒身者。節約衣食欽崇苦行服諸香油漸斷粒食、後頓絕穀惟噉香蜜、精力所被神志鮮爽、周告道俗、剋日燒身、六八三下、六八四上)——唐。 積晤恩(姑蘇常熟人。乃絕粒禁言一心念仏、七五二上)、積詮律師(五臺縣人。一食終日弊衣遮体、不貯顆粒房無纒綜、七九六中)、積明瓚(未詳。一云好食僧之殘食……絕粒數年、八三四上中)、積法照(未詳。絕粒要期誓生淨土、八四四下)——宋。
僧基(濟南人。即便絕糧水漿不下、九三六上)、光靜(吳興東遷人。不食甘肥、將受大戒、絕穀餌松、九三九中)、寶賢(陳郡人。三年不食穀、以葛芋自資、九四一上)、慧耀(西平人。燒身者。於是還寺斷穀服香油、九四一中)——比。

過中、不食〔食〕——積僧鐘(魯郡人。古仏道法、三七五下)、竺仏圖澄(西域人。酒不踰齒、三八七上)——梁。 積靈睿(益昌之陳鄉人。童稚、董辛莫履、五四〇上)——唐。 積文爽(未詳。辭過中不食、八四七下)、積法照(未詳。過中時乞食不得、八六八下)——宋。

日、一食·分衛、一食·卯前一食等——積法晤(齊人。不食粳米常資麥飯、日一食而已、三九九下)——梁。
闍那崛多(健陀羅國人。總持通神呪之理、三衣一食終固其誠、四三四中下)、積慧嵩(安陸人。精勵在先日止一餐……且講若下食惟一碗、五二二下)、積智琰(吳郡吳人。酌澗披松……口辭雜味日無再飯、五三二下)五

三二中)、那禪師(未詳。惟服一衣一盞、一坐一食以可常行、五五二下)、慧滿(榮陽人。一衣一食但畜二針、五五二下)、釈法慄(枝江人。不食僧糧、分衛一食、不臥常坐、五五六下)、釈慧思(武津人。迥栖幽靜常坐綜業、日惟一食不受別供、五六二下)、釈道舜(未詳。日惟一食常坐卒歲斯亦清素之沙門也、五七六下~五七七上)、釈僧定(丹陽人。唯以粳米白粥日進一杯、五七九中)、釈智藏(華州鄭縣人。不資奢靡……終不妄噉僧食……常坐一食終乎大漸、五八六下~五八七上)、釈道哲(齊郡臨邑人。一食分衛不受僧利、五八九上)、釈曇韻(高陽人。形覆弊衣地布草蓐、食惟一受味不兼余……冬夏正業則減食坐禪、五九三上中)、釈慧熙(益州成都人、一食而止不受人施、五九五上)、釈世瑜(未詳。一食頭陀勤苦相統、五九五上)、釈惠祥(未詳。頭陀乞食……然其所食日止一餐、五九八上)、釈植相(梓潼涪人。一食常坐正心伋理、六四六上)、釈僧遠(未詳。弊衣破履一食長齋、六四九中)、釈慧峯(未詳。撰靜松林日惟一食、六五二下)、猷禪師(慈道人。亘一日方出一食、如是漸增七日方食、六五七中)、釈法曠(雍州咸陽人。至時分衛一食而已、六八三下) | ^唐^。釈從隱(洛陽三鄉人。講罷行道礼仏、日惟一食、慈忍於物、罕逢慍色、七五〇上中)、釈晤恩(既出。平時謹重一食、七五二上)、智封(既出。行頭陀之行、卯食之後水漿不度齒焉、七五九下)、釈香育(濟陰人。勁節安禪卯前一食、七五九下)、釈道悟(婺州東陽人。日唯一食、雖體腹羸餒弥年益堅、七六九上中)、釈桂琛(常山人。齋茹一餐調息終日、七八六下)、釈道宣(丹徒人。三衣皆紵一食唯菽、行則杖策坐不倚床、七九〇下)、釈詮律(既出。一食終日、七九六中)、釈從礼(襄陽人。通夜不寢一食常坐、八〇九下~八一〇上)、釈惠忠(潤州上元人。常頭陀山沢、飲泉藉草一食延時、八三五上)、釈鑑空(吳郡人。飢極食棗、掬泉

飲之……四十許年日唯一餐、三十余年擁一褐、八四〇下)、積法門(真定元氏人。每日食棗十顆柏葉餅一枚、八五三下)、積懷玉(丹丘人。一食長坐蚤虱恣生、唯一布衣行懺悔之法、八六五上)、積大光(未詳。一飯七十載、八六六下)、積神智(婺州義烏人。年十二食斷中、持大悲心呪應法登戒、八六九下)、積自覺(博陵望都人。唯拾果菜蔬卯時一食、八七四上)——宋。積了然(未詳。日惟一餐常坐達旦、九〇二中)——明。慧濬(山陰人。中則菜蔬一飯群肥不食、九四〇下)、僧蓋(趙國均仁人。四時無新飲食、但資一菜中飯而已、九四三上)、馮尼(高昌人。菜蔬一食戒行精苦、九四六中)——比。

絶、魚肉葷羶等——積僧侯(既出。魚肉葷辛未嘗近齒、四〇八下)、積慧弥(弘農華陰人。葷醪鮮豢一皆永絶、四〇八下)——梁。積慧澄(番禺高要人。而在性貞苦立素齋戒、魚肉葷辛畢世未視、四六五上)、積法令(未詳。葷辛不食弊衣畢世、四六五下)、積慧約(既出。乃絶羶腥、四六八下)、積道判(曹州承氏人。既見不殺衆生不食酒肉所行既殊、五一七上)、積靈睿(既出。葷辛莫履、五四〇上)、積玄鑒(沢州高平人。酒肉葷辛自然厭離、五四二上)、積法進(蜀中新繁人。在俗精進不噉辛腥、六六〇上)——唐。積道丕(長安貴胄里人。七歲忽絶葷羶、八一八下)、積普岸(漢東人。天生不嗜葷羶、八八〇上)、積好直(会稽諸暨人。酒肉葷茹天然不食、八九四下)——宋。法弁(丹陽人。弊衣蔬飯不食葷辛、九四〇中)、慧暉(青州人。至年十一斷葷辛滋味、九四七下)、道貴(長安人。葷鮮不食、九四七下)——比。

〔三九〕 以上の外、類似の事例を以下に掲げる。林棲谷飲(求那跋摩、三四〇中)、茅菴澗飲(竺法崇、三五

○下)、長齋菜食(積慧重、四一六下)——梁▽。栖閑養素(僧伽婆羅、四二六上)、六齋……素食(那連提黎
 耶舍、四三二下)、食噉飽涉(積法開、四七四上)、飲食疎儉(積道宗、四七四上)、茹菜奉齋(積真玉、四七
 五中)、蔬菲(積慧勇、四七八上)、節量口腹(積慧哲、四九四上)、蔬餐苦節(積智琳、五〇三下)、薄食
 (積法護、五三〇下)、菜蔬飽腹(積慧璧、五三一中)、食唯蔬菜(積玄鑿、五四二上)、疎素弊服(積志寬、
 五四三下)、弊衣飽食(淨元、五四七上)、少食不語(積道洪、五四七中)、衣食節約(積慧勝、五五〇下)、
 節食……九旬一食米惟四升(積僧稠、五五三下)、蔬藿(積法聰、五五五中)、一食七日(既出、五五七下)、
 弊衣……菜食(積僧瑋、五五八上中)、單衣節食(積信行、五六〇上)、積慧思、五九三中)、口不妄噉(積智
 顛、五六四上中)、食樵懷首(積智通、五七七中)、飯衣松蘿(積法心、五八〇上)、衣弊食飽(積法喜、五
 八七下)五八八上)、弊食飽衣(積靜琳、五九〇上)、衣食節量(積法顯、六〇〇上)、服餌守中(積覺朗、
 六一二中)、苦形節食(積慧聰、六六三上、積德美、六九七中)、衣食飽弊(積靈達、六七三上)、省言節食
 (積善慧、六八八下)、冷食飽衣(積宝相、六九〇中)、啜菽飲水(積住力、六九五中)、弊衣非食(積道積、
 六九六中)、蔬齋(積真觀、七〇二下)——唐▽。滴水……數粒(積僧瑗、七三二上)、食樵革音(積義寂、
 七五二下)、澆甘露味飲蒲萄漿(積曇曜、七五七中)、飲山流飯木實(積遺則、七六八中)、飯粟飲流(積日
 照、七七八中)、藜羹糗麻衣草薦(積文綱、七九二下)、一盂而食一榻而居(積神湊、八〇七中)、餐霞臥雲
 (積元崇、八一四中)、食甚懷音(積普明、八二八上)、巖棲澗汲(積地藏、八三八下)、采橡栗掬溪澗(積法
 藏、八四〇中)、每斷中唯食麻油幾升(積些些師、八四一中下)、服餌松木(積慧悟、八六二下)、結草為衣

採木而食（釈大行、八六五上）、麻紵為衣糲蔬充食（釈玄朗、八七五下）、糲食充腹龜衣禦寒（釈智顛八八一上）―宋。菜食長齋（玄藻、九三八中）、食但蔬菜（法全、九四三中）、節食單蔬（僧茂、九四四下）、菜食精苦（淨行、九四七上）、勤身蔬飯（令玉、九四七中）―比。

〔三〕以上によって精進、木食等の食法が、つねに誦經、持呪、禪定、抖擻、燒身等の仏道修行の重要な一環として行なわれていることがわかる。またそのような苦修練行のなかにあって、仏道修行者はしばしば靈夢を見、神人・神僧などの示現と託宣に接し、玄妙不思議な他界遍歴を経験している。もって精進―木食行がこれらの神秘的な宗教体験にとって、きわめて象徴的な役割を担っていたことが知られる。すでにのべたように、中国僧は行としての食法においては圧倒的に精進―木食行を採用しているのであるが、しかし少数ではあるが、例外的に断食行と思われるものが見出される。それについて検討してみよう。

曇摩耶舍（罽賓人）―於是累日不寝不、食專精苦到以悔先罪、乃夢見博叉天王―梁。三二九中。求那跋羅（中天竺人）―不復飲食、默而誦經、密加祕呪―梁。三四五上。釈保誌（金城人）―齊建元中稍見異迹、數日不食亦無飢容―梁。三九四上。釈法願（先潁川長社人）―後入定三日不食―梁。四一七中。釈玄奘（洛州緱氏人）―非唯自虧發足、亦恐都為法障、乃不食三日―唐。四四七下。釈法雲（宜興陽羨人）―乃居母憂毀瘠過禮、累日不食殆不勝喪―唐。四六四上。釈慧布（広陵人）―梁太清末、侯景作乱、荒餒累年三日失食、至第四日有人遺布飯、而微以猪肉覆之、雖腹如火然、結心不食―唐。四八一上。釈功過（汴州浚儀

人) 一迥日願乘此瑞往生樂土、因不食二十日而終、所飲井水終且泉竭 一唐 528下。 積僧定 (丹陽人) 一嘗遇傷寒通身蒸熱、遂如常跏坐斷食三日 一唐 579中。 積慧熙 (益州成都人) 一弊於食息專想虛玄、一坐掩關二十余日、衆以不食既久、恐損身命 一唐 594下、595上。 積惠明 (杭州人) 一經雪路塞七日不食、念言我聞不食七日便死 一唐 606下。 積法通 (龍泉石樓人) 一通曰我遶獄行道正得道理、如何見放、經日不食、夜又孤鳴 一唐 642上。 積智曠 (未詳) 一而曠容既無撓肉亦無痕、獄吏云、承居士能忍飢、便絕食七日、身色如故 一唐 658下。 積法空 (未詳) 一跏坐不動不食不息已經五日 一唐 665中。 積法凝 (會州人、後年燒身死) 一但以坐禪為念、出禪則誦經、恒常入禪、百姓爭往看、而不敢入、唯於窓中遙見、動經一月、出猶不食、大德名僧多往勸之、雖復進食漸漸微少 一唐 678中。 積道休 (未詳) 一結草為庵、一坐七日乃出其定、執鉢持錫出山乞食 一唐 684中。 積志遠 (未詳) 一忽絕食數朝而說法罔憚 一宋 745中。 積道悟 (婺州東陽人) 一層崖絕壑天籟蕭瑟復無隣落、七日不食 一宋 769中。 積慶諸 (廬陵新淦玉笥鄉人) 一誣聞斯詰憮然失措、三日忘食 一宋 781上。 積道舟 (朔方迴樂人) 一又嘗截左耳為民祈雨、後斷食七日請雪皆如其願 一宋 859中。

以上の外、病疾に臥して断食をした事例 (積智順 梁 381中、積智藏及び師 唐 465下、積智保 唐 613中、積常達 宋 807下)、死を目前にし畢命を期した断食 (積慧日 宋 890中、積懷感 宋 738下)、また一日もしくは日数不明示の断食 (令韶 梁 347中、積道立 梁 356中、竺僧頭 梁 395中、積虛受 宋 747中、積無染 宋 856上、積道育 宋 858中、積

法忠△明▽九二〇上、光静△比▽九三九中、淨淵△比▽九四六下)、食を忘じた例(釈法寵△唐▽四六一中、釈慧休△唐▽五四四中、釈玄鑿△唐▽五四二)などがあるが、これらは苦修練行の一環としての断食行という観点からすれば、変則的なものとみなしてさしつかえない。日数不明示の断食例については本来の断食行であったかもしれないが、ここではそれを決定することができない。

〔三十一〕かくて小論にとりあげた高僧伝全体のうち、梁伝の四例、唐伝の十二例、宋伝の四例が行法としての断食に言及する事例であるということになる。その内訳を断食期間について整理すると、三日が五例(法願、玄奘、慧布、僧定、慶諸)、五日が一例(法空)、七日が五例(恵明、智曠、道休、道悟、道舟)、二十日が二例(功過、慧照)、一ヶ月が一例(法凝)、不定期間が六例(曇摩耶舎、求那跋羅、保誌、法雲、法進、志遠)となる。しかし以上のうち、三日の玄奘、七日の恵明、不定期間の法雲の三例は偶然的な契機を含むので正式の断食行とするのはむづかしいように思われる。さて、右のうち七日の断食をした恵明は、七日の断食によって人は死ぬと聞いている、と知っているが、仏道修行としての断食を、死と向かい合った断食苦行という一線を引いて考えた場合、^{※1}七日以上の断食例は十に満たないことになる。不定期間の六例をどう考えるかが問題であるが、いまは除外する。また一口に断食とはいっても、その内容が文字通りの不食不飲の場合と、水のみ許容されていた場合とでは、その持続期間はおのずから大きく違ってくるだろう。二十日の場合、一ヶ月の場合にはそういう面も考慮に入れなければならない。

以上こうして中国僧において、その食法修行の中心は圧倒的に△精進―木食行▽におかれていたのにたいし、△断食行▽はほんの例外的なものでしかなかったということが一応結論されてよいであろう。

※1 医学的には人間の生命は、三日間の完全な断食断水によって破壊されるという(拙著『前掲書』二三一頁)。

四

〔四12〕 日本仏教史のうえでは、古く空也が四国ではげしい穀絶修行を経験し^{※1}、またのちに一遍が鎌倉片瀬で断食して別時を修した^{※2}ということが知られている。それらはもちろんたんなる一例であって、日本仏教の開過程では、断食行と精進―木食行がかなり古い時代から、ある程度一般的な行法となっていたことが推察される。塵添壺囊鈔卷第十三の断食本説事には、「世挙断食ヲ為行有所依事歟、或ハ无本説云、常积尊遇外道師成此行給ト云、然ハ外道行歟、但不見本文、又於密家其証拠多之歟、一日乃至三日七日竝ニ一日一夜不飲水等ノ事、皆文証アル也^{※3}」とある。断食は外道の行法かと疑いつつも、密教家には多くの文証が残されているとして、以下仏教側の出典を二、三列挙している。^{※4} 真俗仏事編三、苦行の項下にも、「然レバ今ノ世願アレバ、一七日断食シテ、仏天ニ祈ル等ハ、外道ノ行ナル乎、答曰、隨機ノ仏説、必一途ニ不可泥、是ニ有取捨、若勇固ノ心アツテ、此行ヲナス時ハ、必効シアリ、具ナル其証、具ニ西域伝ノ中ノ如シ、又真言家ノ意

ハ、修秘法行者、身不清淨不成就、是故断食シテ、大小便利ノ不淨ヲ禦ノ為ニス^{※5}とあり、これまた外道の行かと疑ってはいるが、結局は仏法に随うものなる旨の指摘がなされている。ここで注意すべきは、右に掲げた両書に断食行と真言密教家との密なる連絡を暗示するかのごとき文章のみえることである。これについては高野山通念集第一断食所の条が参考となるであろう。すなわち「むかしは燈籠堂より川の西に有つるを全得といひしが、此所にうつしけるとかや。其後諸人日こゝろざしあれば、断食を行ずるに一日乃至三日、又は七日、并一日一夜飲水せざること有^{※6}とある。高野山に断食所[∨]のあつたことを証するこの一文は、わが国仏教における断食行が占めていた位置をよく示している。しかし同時に、断食行に対する否定的評価も見出される。法然上人行状絵図第二十八には、「凡上代上機の事はしばらくこれをさしおく、末代当世の行者は機根よはきゆへに、たとひ思たつものありとも、その期にのぞみて、もし後悔の一念もおこりぬべし、しからば、何の詮かあらん、上人源空もいければ念仏の功つもりしなば往生うたがはず、とてもかくても、此身には、おもひわづらふ事ぞなきと心得て、ねんごろに念仏して、畢命を期とせよとこそ、禅勝房にはさづけられけれ、鎮西の聖光房も、自害往生、焼身往生、入水往生、断食往生等の事、末代には斟酌すべしと誠めをかれけるとかや、ゆめくこのみ行ずべからず、ふかく上人の勸化を信じて、念々相続、畢命為期の行を、つとむべきものなり^{※7}とある。これによれば断食は焼身、入水等と並んで避けるべきものとされているが、しかし前代の上根上品の人間には許されていたという主旨がその裏には暗示されていて、この点注目すべきである。

※1 『空也誅』に次のような記述がみえる。「上人為值觀音故。詣彼島。六時恭敬。数月練行。終無所見。爰絶粒向像。腕上焼香。一七日夜。不動不眠。」(『統群書類従』第八輯、七四四頁)

※2 『一遍聖絵』卷六。また『一遍上人語録』七五に「衣食住の三は三惡道なり。衣裳を求かざるは畜生道の業なり。食物をむさぼりもとむるは餓鬼道の業なり。住所をかまふるは地獄道の業なり。しかれば、三惡道をはなれんと欲せば、衣食住をはなるべきなり」とある(『法然・一遍』日本思想大系、三三九頁)。

※3 『大日本仏教全書』第九十三卷、一四二―三頁「講談社版」。

※4 蘇悉地経下、陀羅尼集経十一、貞元録十四、「一三」の注6を参照。

※5 『古事類苑』宗教部二、七一四頁。

※6 『望月仏教大辞典』第四卷三五〇五頁、「断食」の項。

※7 井川定慶『法然上人伝全集』一八七頁。

〔四三〕 断食行を含む荒行としてまず第一に想起されるのは文覚のそれではないであろうか。文覚の荒行のことはよく知られているが、そのときかれははげしい断食を行なった。平家物語巻第五の文覚荒行の項下に、熊野の那智に登った文覚が不動明王の慈救呪を誦えて瀧に打たれ、四、五日たったころ、失神して不思議な靈験を得て蘇ったいきさつが描かれている。「…かくて三七日の大願つるにとげにければ、那智に千日こもり、大峯三度、葛城二度、高野・粉河・金峯山、白山・立山・富士の嵩、信濃戸隠、出羽羽黒、すべて日本国のこる所なくおこなひまはて、さすが尚ふる里や恋しかりけん、宮こへのぼりたりければ、凡とぶ鳥も祈

おとす程のやいばの験者とぞきこえし^{※1}。この平家物語の文にはとくに断食の語は出てこないが、吾妻鑑第二、寿永元年四月二十六日の条に、「文学上人依請参営中、自去五日、参籠江嶋、歴三七ケ日、昨日退出、其間断食而懇祈碎肝胆之由申之^{※2}」とあるのから察すれば、文覚にとってそれは普通の行であったことを伺わしめるし、いわんや那智瀧の荒行中には当然断食が行なわれていたと思われる。また平家物語に出てくる大峯以下の、文覚が廻国修行をしたといわれる名山靈山は、すべて修験道の有名な行場に属しており、わが国においてはそのちにのべるように断食修行がしばしば行なわれたところでもある。また発心集第三には書写山客僧断食往生事が出ている。書写山にやってきたある持経者が七日以上の断食をして、そのまま命終するという記事であるが、断食数日後にして霊夢をみ、童子によって甘露水を授けられ、身すずしく力がついたという。その最後は、「後十余日へテナン思カケズ彼跡ヲ見ツケタリケン。モトノ所ワヅカニ五六タンバカリノキテ。イサ、カ真柴フカク生タルカグレニ。仏経ト紙衣ト斗ソアリケル^{※3}」というありさまであった。この断食行者が苦修練行を中心課題とする法華経の持経者であったということは象徴的である。また宝物集巻第二は特異の他界飛翔と地獄遍歴を経験して蘇生する日蔵上人が無言断食を行なったことについて記している^{※4}。柳田国男によれば、白山遊覧図記に引用した異考記という書物に、寛喜二年に白山の祝卜部良暢が、大凶作に苦しんでいる窮民を救うために山上に登り、三日間断食祈禱したという記述があるという^{※5}。ここでも断食中のその祝の前に「白衣玉帯の神人」が現われて奇跡を現じた。東遊記第五では、ある尼僧の長期間にわたる断食を「不食病」と規定している珍しい事例が報告されている。「三河国巨海村天祥山長寿寺といふは、

其昔は魏々然たる大伽藍なり、……一人の尼僧ありて、香花を供するばかりなり、此庵に住する尼、二十年來断食の行をなして、奇妙の人なりと、其あたり評判して、参詣信仰の人群集す、余（橋南谿）が友、塘雨其辺漫遊の折なりしかば、わざ／＼と其地に至り、参詣して其容体を見る、顔色は少し青ざめたれど、摠身の肉は中人より少し肥たるかたにて、言語少しどもるやうなり、塘雨怪しみ、其あたりに旅宿して、其やうすを聞くに、二十年来の断食、虚事にはあらず」とある。^{※6}二十年の完全断食ということはもちろんありえないことであるが、当時の実見者の眼にはそのように映ったのであろう。また近世畸人伝第五卷の白幽子の項には修行時代の白隠が、捨命を決意して寝食を廃するにいたったという記述が出てくる。かれはやがて神仙の人白幽子にあつて独自の禅観に開眼するのであるが、寝食を絶したのちのかれは以下のごとき異状の心身失調に襲われる。「一回捨命し去んと、猛く工夫を凝すこと一月、寝食を廃するに至る。経に心火逆上して肺金焦れ、耳は溪水のあたりを行が如く、脚は氷雪を踏むがごとし。肝胆弱りて物におそれ、夢にもうつゝにもあらぬもの眼にうかみ、汗生じ涙絶えず。おどろきて医療を尽すといへども、すべて験なし」。^{※7}やがて白隠は白幽子に会つてこの「病い」を治すのであるが、ここには禅と針灸および神仙の医方との連関性が暗示されている。とすれば修行時の白隠の断食もあるいは仏道修行者に訪れるべき一種の不食病であつたかもしれない。あたかもシャマニズム現象にみられる巫病がそうであるように。^{※8}

※1 日本古典文学大系32、三五三―六頁。

※2 国史大系「新訂増補」第三十二卷、八四頁。

※3 大日本仏教全書第九十一卷、一九〇〜二頁。

※4 和歌森太郎『修験道研究』六一〜六六頁、堀一郎『我が国民間信仰史の研究』第二宗教史編、二四六〜七、三〇七〜八頁などを参照。

※5 定本柳田国男集第五卷、二四八頁。また第十卷、五〇〜一頁に、御齋日にふれて一日断食の風習の風習のあったことにも言及している。

※6 古事類苑・宗教部二、七一四〜七二五頁。

※7 伴蒿蹊著森銑三校註『近世畸人伝』（岩波）、一三八頁。

※8 楠正弘「ゴミン信仰とイタコ信仰―津軽の宗教―」（『日本文化研究所研究報告』別巻第十集）三八〜九頁。

〔四14〕 日本仏教史のうえで断食行に比して精進―木食行の方が一般的な食法形態として優位を占めていることはいうまでもない。木食行者で断食を経験しない者はあっても、断食行者で木食行を経験しない者は可能性として数が少ないであろう。それについては後述にゆずるが、ここでは索引的事例を二、三あげておこう。精進―木食行とはいっても、厳密に言えば精進と木食とはかならずしも同一のものではない。木食は五穀断ち、十穀断ちというように穀物のすべてを断つことを意味するが、精進の方は摂食の回数を限定し、酒肉葷辛の類を避けることを基本原則とし、かならずしも穀断ちを意味しないからである。一説に五穀は米、麦、大豆、小豆、胡麻であり、十穀は右の外に蕎麦、黍、稗、唐黍、粟を加えたものというが、これには中

国、日本ともに諸説があつて一定しない。^{※1}ここでは便宜上、精進―木食を断食行と対比する意味で一括して記述する。後段の事例分析においてはその両者は区別されるはずである。真俗仏事編三は、木食について次のようにいう。「今ノ世五穀ヲ絶者ヲ木食ト云、爾ルニ木食ノ文字ハ、経軌ノ中ニ未考之、宋高僧伝第八、付巨 釈智封伝方巨曰、倏辞出蒲津安峯山、禁足十年、木食澗飲ト云ヘリ、愚按ズルニ、木食ノ字ノ出処此ヲ取ンカ、是亦断食塩等ノ如ク、淨身堅心ノ行ナク、雖然真言行者、依尊法忌食物アリ、木食ナリトテ、一概ニ清淨ナリトスベカラズ、大元帥軌上ノニハ、禁食蘿蔔、多羅菩薩軌ニハ、禁食茄子蘿蔔蓮根、一字頂輪王經十二葉ニハ、茵子及油ヲ禁ゼリ、如斯類一一不暇挙、不可不知。^{※2}木食行の典拠を宋高僧伝に求めて淨身堅心の行と定義しているが、同時に真言密教の世界ではそれに食物禁忌の意味のあったことを述べている。これはおそらく、とくにわが国中世において盛行した物忌精進の慣習との連絡を予想させる記述であつて、留意しておくべきであろう。また真言密教家が断食行と格別の關係を有していたことは前にのべたが、^{※3}食物禁忌としての木食行のことが密教經典に記載されているのも興味あることである。因みに玉藥には次のような記述がみえる。「承元四年九月五日庚寅、高野行勝聖人来、余受戒、……件聖人知法無雙之人也、奉歸不動尊之外無他云々、生年八十一、断六穀云々、然而氣力如壯歲、生身化仏歟、尤可貴之。^{※4}ここにいわれているのも高野の聖人による木食行であり、不動尊を本尊とする三密加持の行をその背後に予想させているのであるが、木食行者が生身の化仏とイメージされているところは、木食行の一つの性格を伺わせるであろう。そこには木食―断食―即身成仏の一連の修行階梯がみられるのである。恵心は止觀坐禪記において次のように

いつている。「止観坐禪者。先可居閑処。閑処有三品。上品深山幽谷。中品頭陀抖擻。下品蘭若伽藍。若深山幽谷途路險難。人跡永絶。誰來惱乱。憑一水一菓。餌松柏以統精氣。恣思惟坐禪。更無餓余事。如雪山童子。如天台大師。居五百由旬嶽。坐一万八千丈峰。白雲深処澄心。是上士也。次頭陀抖擻。極里近三里也。交往亦疎。時々摧煩惱。如彼嚴王前緣。仍是為中士。次蘭若伽藍。閑静之寺。独処一房。不干事物。閉門静坐。是近人間。動起妄念。仍是為下士。法華經曰。常好坐禪。在於閑処是也。如是居寂莫処。則可坐禪^{※5}。惠心は止観坐禪行の方法を人間の機根に応じて上品、中品、下品の三種に分け、「一水一菓」および「松柏」による木食行を上品に配している。ここでは仏道修行者が、独居、頭陀、抖擻、木食、語断の苦修練行に専心すべきことが簡潔に要約されている。右の記述はさらに続けて坐禪の作法と身体的調整について興味ある指定を与えているが、正統の定に入るのに木食―断食が大きな役割を果たしていたであろうことをそれは示している。宇治拾遺物語卷十二ノ九には、穀断ち上人といわれていたひじりが、糞に穀の混っていることを発見されて「穀糞^ノ」とののしられ、遂電したという話がでて^{※6}いる。これは、穀断ちひじりというものが世間に尊重されていたことと、偽物の穀断ちひじりがいたということを示す話であるが、柳田国男は、ひじりたちがこのような難行苦行を標榜して人望を集めようとしたのは、「勸進」のためであったとい^{※7}ている。同じく柳田は、提醒紀談卷一の記述を引いて、常陸坊海尊がその晩年に、残月という僧に身をやつして穀を断ち松脂を服していたという話を紹介している。これは加賀における常陸坊伝説であるが、能登の方面では義経と別れた常陸坊は山伏姿で出現したとい^{※8}う。次に精進について一言しておこう。類聚名物考第三十一に

は学山録第六の説を引いた次のような記事がみえる。「古へは無肉葉食を以て素食と称すること漢書霍光伝に見ゆ。或は浄膳と称することは梁書武帝紀に見ゆ。仏学盛に行はるゝより、皇朝に素食者を謂ひて精進と為す。然るに精進の言は本と仏経より出づ。而して元と身行の精進者を称するなり。其の酒肉を絶つは精進の一事なり」。^{※9}精進はたんなる素食、浄膳の謂ではなく、また酒肉を断つことのみでもなく、「身行の精進」であるといっているところに仏教的理解の特色をみることが出来る。漢語の精進にたいして和語ではこれを齋精進（いもさうじ）または齋居（いもる）^{※10}という。たとえば宇津保物語に「いもさうじを仕給ひて、忠こうに逢ひ見んとのみ行ひ給ふ」とあるように、かならずしも仏教教義と関連を有するものではなかった。同じ類聚名物考第二十八の「齋居」の条下には、「精進潔齋にて修行ある事なれば齋居といふ。猶ほ忌居といふに同じく、物忌をして籠り居るを云ふ」^{※11}とあるが、いもゐがとりわけ物忌のための食物禁忌を意味したことに注意すべきであろう。また修験道では御嶽精進ということをいい、御嶽詣りをする前に、一定の日数かかぎって籠居して精進をしたという。^{※12}

※1 一例をあげると麻・黍・稷・麦・豆（周礼、天官疾医注）、稻・稷・麦・豆・麻（楚辞、大招王逸注）、稻・黍・稷・麦・菽（孟子、勝文公上注）、粳米・小豆・麦・大豆・黄黍（素問藏気法時論注）、稻穀・大麦・小麦・菽・白芥子（成就妙法蓮華經主瑜伽觀智儀軌）、大麦・小麦・稻穀・小豆・胡麻（建立曼荼羅護摩儀軌）——世界大百科辞典による。

- ※2 古事類苑・宗教部二、七二四頁。
- ※3 〔四12〕参照。
- ※4 古事類苑・宗教部二、七二四頁。
- ※5 大日本仏教全書第三十九卷、七二〇三頁。
- ※6 日本古典文学大系27、三四一頁。
- ※7 定本柳田国男集第二十七卷、二五二〇三頁。
- ※8 同右第四卷、八九頁。
- ※9 望月仏教大辞典第三卷二六三一頁下〔精進〕の項。
- ※10 蜻蛉日記中「今日ハ十五日、いもひナドシテアリ」、宇津保物語「只いもひ精進ヲシタマヒテ忠こそに相見ムトノミ、行ヒタマフ」、名義抄「斎、イモヒ、モノイミ」(大言海による)。
- ※11 望月仏教大辞典第三卷二六三一頁下〔精進〕の項
- ※12 木葉衣卷上(修驗道章疏三)に、御嶽ニ詣デントスル人、其前五十日百日ガ程、サルベキ処ニ籠リ居テ精進シ、経ナド書学シ居ルヲ御嶽精進ト云。(日本大藏經第四十八卷、一八三頁)。「籠る」ということについてはたとえば、折口信夫氏が「大嘗祭の本義」で、天子の死と復活の儀礼の中で重要な一環をなすものとし、また西郷信綱氏が『古代人の夢』のなかで、霊夢をみるために行なう儀礼行為であると推論していることが参照されるべきであろう。断食―木食行もまた仏教的文脈において独自の「籠る」行為のなかにその正当な地位を得たものだからである。